

千葉県表彰規則

平成19年6月29日
規則第70号

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるもののほか、千葉県の発展に寄与したもの、県民の福祉の増進に功労のあったものその他広く県民の模範となるものの表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第二条 知事は、次の各号に掲げるものについて表彰する。

- 一 教育、学術、文化若しくはスポーツの振興又は青少年の健全な育成に貢献し、その功績が顕著なもの
- 二 納税又は統計の推進に貢献し、その功績が顕著なもの
- 三 男女共同参画社会の形成の促進に貢献し、その功績が顕著なもの
- 四 地方自治の進展に貢献し、その功績が顕著なもの
- 五 生活の安全の維持、消防及び防災又は交通安全に貢献し、その功績が顕著なもの
- 六 健康づくり、保健衛生、医療又は社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著なもの
- 七 環境の保全又は再生に貢献し、その功績が顕著なもの
- 八 商工業の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- 九 観光の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- 十 農林水産業の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- 十一 まちづくり又は都市整備の推進に貢献し、その功績が顕著なもの
- 十二 長年にわたり勤労に励み、他の模範となるもの
- 十三 前各号に掲げるもののほか、特に表彰に値すると認められるもの

(表彰の方法及び時期)

第三条 表彰は、表彰状を授与して行う。

- 2 前項の表彰状には、副賞を添えることができる。
- 3 表彰は、随時これを行う。

(推薦手続)

第四条 知事部局に属する部の長、教育長及び警察本部長（以下「部長等」という。）は、第二条各号に該当すると認められるもの（以下「表彰候補者」という。）があるときは、その事績を精査し、知事に推薦するものとする。

(提出書類)

第五条 部長等は、前条の規定により推薦をする場合は、推薦書に、次の各号

に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した調書を添えて知事に提出しなければならない。

一 個人の場合

- イ 氏名（ふりがなを付すこと。）、生年月日及び職業
- ロ 本籍及び住所
- ハ 履歴
- ニ 事績
- ホ 賞罰の有無
- ヘ その他参考となる事項

二 団体の場合

- イ 名称及び代表者の氏名（ふりがなを付すこと。）
- ロ 所在地
- ハ 設立の目的
- ニ 設立年月日及び沿革
- ホ 事績
- ヘ その他参考となる事項

2 部長等は、表彰候補者が団体であるときは、前項の調書に定款、寄附行為又は規約並びに直近の事業年度における予算書、決算書及び事業報告書を添付するものとする。

（欠格条項）

第六条 知事は、表彰候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わないものとする。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事が別に定めるもの

（異動等の報告）

第七条 部長等は、第四条の規定による推薦をした後において、第五条第一項の規定により提出した調書の内容に異動又は変更があったときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

（被表彰者の決定）

第八条 知事は、別に定めるところにより、第四条の規定により推薦があった表彰候補者のうちから、表彰を受けるもの（以下「被表彰者」という。）を決定するものとする。

（再表彰）

第九条 知事は、この規則による表彰を受けたもの及び勲章又は褒章を受けたものについては、表彰しないものとする。ただし、これらの表彰又は受章の

対象となった事績とは異なる事績がある場合は、この限りでない。

(追賞)

第十条 被表彰者が、その表彰を受ける前に死亡したときは、その死亡日にさかのぼって表彰する。

(文化の日千葉県功労者表彰)

第十一条 知事は、第二条各号に該当するもののうち、その功績が特に顕著であり、功労をたたえるのにふさわしいと認められるものに対して、文化の日千葉県功労者表彰を行うものとする。

2 文化の日千葉県功労者表彰は、毎年11月3日に行う。

3 文化の日千葉県功労者表彰の実施については、第三条(第三項を除く。)から前条までの規定を準用する。

(感謝状及び賞状の授与)

第十二条 知事は、県行政に積極的に協力したものに対して、感謝状を授与することができる。

2 知事は、県が主催する競技会等又はこれに準ずる競技会等において特に優れた成績を収めたものに対して、賞状を授与することができる。

3 感謝状及び賞状の授与は、必要の都度行う。

(事務の総括)

第十三条 表彰に関する事務の総括は、総務部長が行う。

(委任)

第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(千葉県納税功労者表彰規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 千葉県納税功労者表彰規則(昭和三十二年千葉県規則第六十二号)

二 千葉県農業賞規則(昭和三十九年千葉県規則第六十二号)

三 千葉県水産業表彰規則(昭和四十二年千葉県規則第三十号)